

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	居宅支援センター 泰政園
所在地	神奈川県相模原市中央区中央 5-3-18
介護保険事業所番号	1472600269
管理者及び連絡先	施設長 鶴田 早織 電話番号 042-751-7732
定員	12名

2 職員の配置状況及び職務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈 主な職員の配置状況 〉

	職 種	常 勤	非常勤	勤務体制	職 務
1	施設長（管理者）	1名	0名		事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行い、人員、設備及び運営に関することなど、サービスの提供の全般にわたり管理を行う。
2	介 護 職 員	14名	18名	7:00~16:00 8:30~17:30 9:30~18:30 10:30~19:30	利用者の日常生活の介護、介助等に関する業務を行う。
3	生 活 相 談 員	2名	0名	9:00~18:00	利用者及びその家族の相談、助言、処遇全般に関する方針の策定、心身の調査、事業計画の策定及び防災に関する業務を行う。
4	看 護 職 員	3名	0名	8:00~17:00 9:00~18:00	利用者の保健、衛生に関する業務を行う。
5	介護支援専門員	1名	0名	8:30~17:30	利用者の選択に基づき施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づいて適切な施設サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜を提供する。
6	管 理 栄 養 士	1名	0名	9:00~18:00	献立の作成、栄養価の計算、食品材料の購入、調理方法の指導に関する業務を行う。

※ 夜勤体制は、介護職員 常 勤 2名（17:30~翌 10:30）
非常勤 1名（19:30~翌 7:00）

3 サービス内容ご利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

- ①食 事 朝食 7:30～ 8:30
昼食 12:00～13:00
夕食 17:30～18:30
- ②介 護 食事介助、排泄介助、入浴介助、着替え介助、体位交換、施設内移動等
- ③入 浴 最低週2回入浴可能です。特別浴又は清拭となる場合があります。
- ④離床整容 寝たきり防止の為にできる限り離床に配慮し適切な整容の援助をします。
- ⑤健康管理 医師や看護職員が健康管理を行います。
- ⑥相談援助 利用者やご家族からの相談について誠意を持って応じ必要な援助を行います。
- ⑦通常の送迎の実施地域

相模原市内（上溝・下溝・田名・共和・麻溝台・青葉・当麻・西大沼・東大沼・松が丘・光が丘・古淵・北里・大野台・淵野辺・東淵野辺・淵野辺本町・橋本・東橋本・西橋本・南橋本・橋本台・並木・弥栄・星が丘・千代田・富士見・矢部・矢部新町・上矢部・上九沢・下九沢・由野台・高根・陽光台・緑が丘・横山・横山台・鹿沼台・小山・中央・相模原・清新・小町通・氷川町・向陽町・すすきの町・宮下・宮下本町・大山町・二本松・相生・大島）

尚、実施地域以外を超えた場合の利用料金は、1 km 超える毎に片道40円とする。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

- ①理美容（理容・美容の調髪サービス）
ご利用料金：1回 1,500円
- ②医療機関への送迎
ご利用料金：1回 1,000円
- ③教養娯楽費（利用者の希望によって参加されるクラブ、趣味活動等）：材料費等実費
- ④行事費（施設内の行事に参加された場合）
ご利用料金：1回 1,000円
- ⑤特別な食事（利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。）：要した費用の実費
- ⑥日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただく事が適当である物にかかる費用
- ⑦キャンセル料：利用予定日の前日までのキャンセル（やむを得ない場合を除く）
利用者負担金の50%をいただきます。
- ⑧複写物交付：1枚20円
- ⑨利用者が個人的に使用する諸費用：実費（施設の電気を使用した場合）
 - ア）小型電化製品（小型ラジオ、電気カミソリ等） 1日 30円
 - イ）中型電化製品（大型ラジオ、テレビ等） 1日 50円
 - ウ）大型電化製品（電気毛布、電気アンカ等） 1日100円

■負担限度額

【利用者負担第1段階】

	居住費（滞在費）	食 費
従 来 型 個 室	380円	300円
多 床 室	0円	

【利用者負担第2段階】

	居住費（滞在費）	食 費
従 来 型 個 室	480円	600円
多 床 室	430円	

【利用者負担第3段階】

(1)	居住費（滞在費）	食 費
従 来 型 個 室	880円	1,000円
多 床 室	430円	
(2)	居住費（滞在費）	食 費
従 来 型 個 室	880円	1,300円
多 床 室	430円	

【利用者負担第4段階】

	居住費（滞在費）	食 費
従 来 型 個 室	1,540円	1,700円 (朝食 515円・昼食 670円・夕食 515円)
多 床 室	915円	

【 個 室 】

(1日当たり、単位：円)

	特定入居者（所得の低い方）				一般の方		
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	(第4段階)		
					1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	680	1,649	2,449	2,749	3,809	4,378	4,948
要支援2	680	1,782	2,582	2,882	3,942	4,644	5,346

【 多床室 】

(1日当たり、単位：円)

	特定入居者（所得の低い方）				一般の方		
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	(第4段階)		
					1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	300	1,599	1,999	2,299	3,184	3,753	4,323
要支援2	300	1,732	2,132	2,432	3,317	4,019	4,721

介護サービス費に含むもの：介護福祉サービス費、食費、居住費、介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

別途 送迎加算(片道) 184単位がかかります。

また、送迎の実施地域以外を超えた場合の利用料金は、1kmを超える毎に40円とする。

4 利用料金のお支払い方法

費用は、1ヶ月毎に計算して翌月15日前後に郵送しますので、翌月25日までにお支払い下さい。

(1ヶ月に満たない期間の利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア、金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：きらぼし銀行全店

イ、下記の指定口座への振込み

きらぼし銀行相模原支店 普通口座 1017425

口座名義 社会福祉法人泰政会 ショートステイ泰政園 施設長 山崎 淳

ウ、窓口での支払い

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に対する担当者	施設長 鶴田 早織
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

6 身体的拘束等の禁止

事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

但し、利用者は又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

前項但し書きの規定に基づき、身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

7 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

8 苦情の受付

(1) 当施設に対する苦情や相談は下記の専用窓口でお受けします。

受付窓口：居宅支援センター 泰政園 電話 042-751-7732

担当者 中嶋 敦

受付時間：毎週月曜日から金曜日 9:00 ～ 18:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

受付時間：毎週月曜日から金曜日 8:30 ～ 17:15

相模原市役所 福祉基盤課（市役所本館 4F）	所在地 相模原市中央区中央2-11-11 電話 042-769-9226
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話 045-329-3447

9 当施設ご利用の際の留意点

設備の利用：施設内の設備等は、本来の使用方法を遵守し、職員の指示に沿って使用して下さい。これに反した使い方により破損等が生じた時は賠償していただく場合があります。

持ち込み：施設内への食べ物（特に生もの）の持ち込みはご遠慮願います。

飲 酒：施設内へのお酒の持ち込みはご遠慮願います。

喫 煙：喫煙は決められた場所でお願います。また危険防止の為タバコやライターをお預かりさせていただく場合があります。

迷惑行為等：むやみに他の居室に立ち入ったり、騒音等により他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

宗教政治活動：施設内における他の利用者への宗教活動や政治活動はご遠慮願います。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項を交付し、説明を行いました。

事業者 事業者名 居宅支援センター 泰政園

説明者 中嶋 敦 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者住所

氏 名 印